

議 案 名	富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	人事院規則の一部改正を踏まえ、官公署出頭休暇の対象範囲を拡大するため、富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	第 1 4 条第 2 項第 2 号に規定する特別休暇（官公署出頭休暇）の対象範囲を以下のとおり拡大するものです。 【改正前】「裁判員、証人、鑑定人、参考人等」 【改正後】「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等」
施 行 日	公布の日

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号） 新旧対照表

新	旧
（特別休暇） 第14条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、 裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都 度必要と認める期間	（特別休暇） 第14条 （略） 2 （略） （1） （略） （2） 裁判員、証人、鑑定人、参考人_____等として国会、 裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 その都 度必要と認める期間